



核燃料物質使用施設等保安規定の変更 認可申請について

令和4年6月2日

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所

【第5編】 通知対象の適正化（保守結果の通知等）

保守結果の通知先について、変更後の文章では報告先が明確ではないため、記載を修正し補正申請を行う。

【変更後（令和4年3月31日申請）】

（保守結果の通知等）

第14条 原子力施設検査室長は第12条第5項及び前条第5項の確認を受けたときは、未照射燃料管理課長、工務第2課長及び放射線管理第1課長に通知しなければならない。

2 未照射燃料管理課長、工務第2課長及び放射線管理第1課長は、第12条第5項に係る前項の通知を受けたときは、それぞれ臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長に報告しなければならない。

3 未照射燃料管理課長、工務第2課長及び放射線管理第1課長は、第13条の修理及び改造計画に基づく作業が終了し、前条第5項に係る第1項の通知を受けたときは、それぞれ臨界ホット試験技術部長、工務技術部長及び放射線管理部長に報告し、また、当該修理及び改造に関係ある課長等に通知しなければならない。

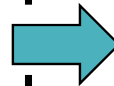
【変更後（案）補正後】

（保守結果の通知等）

第14条 原子力施設検査室長は第12条第5項の確認を受けたときは、その検査結果を未照射燃料管理課長、工務第2課長及び放射線管理第1課長に、前条第5項の確認を受けたときは、その検査結果を当該使用前事業者検査に関係のある課長等に通知しなければならない。

2 第12条第5項に係る前項の検査結果の通知を受けたときは、未照射燃料管理課長は臨界ホット試験技術部長に、工務第2課長は工務技術部長に、放射線管理第1課長は放射線管理部長に報告しなければならない。

3 第13条の修理及び改造計画に基づく作業が終了したとき及び前条第5項に係る第1項の通知を受けたときは、未照射燃料管理課長は臨界ホット試験技術部長に、工務第2課長は工務技術部長に、放射線管理第1課長は放射線管理部長に報告するとともに、当該使用前事業者検査に関係ある課長等に通知しなければならない。

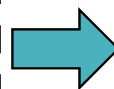


【第5編】 記載の適正化（施設管理実施計画の策定）

設備保全整理表及び検査要否整理表の記載を削除するため施設管理実施計画等の策定の「等」を削除する補正申請を行う。

【変更後（令和4年3月31日申請）】

（施設管理実施計画等の策定）
第10条の4



【変更後（案）補正後】

（施設管理実施計画の策定）
第10条の4